

奈良県社会福祉法人共同事業（まほろば幸いネット）規約

第1章 目的・実施主体

(目的)

第1条

核家族化や少子高齢化の進行、地域でのつながりの希薄化等の要因により、社会的孤立や引きこもりなど「暮らしにくさ」を抱えているにも関わらず、制度の狭間などにあるため支援が得られない方がいるなど、私たちの暮らしを取り巻く課題は複雑・多様化しています。

この様な課題に対して県内社会福祉関係者等による連携・協働の取り組みとして、さらには、社会福祉法人の責務として求められる「地域における公益的な取り組み」として、支援の仕組みづくりと実践の開発等により、地域における様々な福祉課題・生活課題に対応することを目的とする。

(実施主体)

第2条

本事業は、奈良県社会福祉法人共同事業運営理事会の決定に基づき、県内の社会福祉法人等が共同で実施するものとする。

第2章 活動・運営・普及啓発・財源

(活動)

第3条

奈良県社会福祉法人共同事業（以下、「共同事業」と言う。）は、上記目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 喫緊に対応が必要な制度の狭間等にあるニーズへの緊急一時支援。
- (2) 制度だけでは対応ができないニーズ等に対する支援資源の開発及び実践。
- (3) 県内、市町村域・複数の圏域における管内関係機関・団体によるトータルサポートのための協働・連携の仕組みづくり。
- (4) 上記(1)～(3)の普及・啓発に関する事。
- (5) その他、運営理事会が必要と認めた事項。

(運営)

第4条

共同事業の運営については、運営理事会を置くものとする。運営理事会の構成及び権限は次のとおりとする。

【構成】

- (1) 運営理事会は7名の理事で構成し、奈良県社会福祉法人経営者協議会4名・奈良県内市町村社協事務局長会1名・奈良県社会福祉協議会2名を各団体の推薦により選出する。
- (2) 運営理事会に参与を1名置く。参与は必要に応じて意見を述べることができる。参与は奈良県健康福祉部長が務める。
- (3) 運営理事会に会長1名・副会長2名を置き、理事の互選により選出する。
- (4) 会長は運営理事会を招集しその議長となる。
- (5) 理事の定数は、運営理事会の決定により必要に応じて変更できるものとする。

【権限】

- (6) 会員の加入の承認及び退会の勧告
- (7) 法人共同事業運営に関する事項の決定
- (8) その他重要事項の決定

(事務局・総合企画チーム及び実務者チーム)

第5条

運営理事会の運営においては事務局を置き、事務局のもとに総合企画チーム及び実務者チームを置いて運営する。構成及び役割は次のとおりとする。

【構成】

- (1) 事務局は奈良県社会福祉協議会に置く。
- (2) 事務局の事務局長は、奈良県社会福祉協議会事務局長が務める。
- (3) 総合企画チームは、共同事業発起人会メンバー・事務局で構成する。奈良県地域福祉課長はアドバイザーとして参画する。
- (4) 実務者チームは運営理事会が承認した実務者で構成する。県関係者はアドバイザーとして参画する。

【役割】

- (1) 事務局は運営理事会の指示のもと、共同事業運営全般の調整等を行う。
- (2) 総合企画チームは、実務者チームの活動の取り纏め及び運営理事会に諮る重要事項等の総合調整を行う。
- (3) 実務者チームは、運営理事会から提案された優先的に取り組みが必要な課題に対し、分野横断型でチームを編成し、事業の企画・立案を行う。
- (4) 実務者チーム構成員の会員は、企画・立案した事業を実践する。

(圏域におけるネットワーク会議)

第6条

実務者チームのもとに、共同事業企画・立案等のための地域ニーズの把握及び圏域ネットワーク構築を目的に、必要に応じて圏域におけるネットワーク会議を置くことができる。

圏域におけるネットワーク会議の構成及び役割は次のとおりとする。

【構成】

- (1) 圏域におけるネットワーク会議は、運営理事会が承認した各圏域の会員を核として構成する。
- (2) 各圏域の関係機関等はオブザーバーとして参画し、事務局並びに県関係者はアドバイザーとして参画する。
- (3) 各圏域の市町村社協は圏域におけるネットワーク会議の事務局を担う。

【役割】

- (4) 圏域での仕組みづくりに向けた関係者の学習・交流機会の提供。
- (5) 制度では対応できない管内のニーズ把握及び運営理事会への提案。
- (6) 実務者チームで企画・立案された事業の各圏域での実施については、地域の実情に応じて検討し、運営理事会の承認を得る。

(普及・啓発)

第7条

共同事業の取り組みについて、会員に普及・啓発を図るために、学習会・セミナー等の機会を提供する。

(財源)

第8条

活動等にかかる経費は運営理事会で協議するものとする。

第3章 会員

(基本理念)

第9条

会員は、次の基本理念を共有するものとする。

- (1) 地域ニーズ多様化への対応

多様化する制度の狭間等のニーズに対して、社会福祉法人等として積極的に対

応する。

(2)社会福祉法人等における地域貢献活動の推進

改正社会福祉法に規定する「地域における公益的な取組」を社会福祉法人の責務として実施する。

(3)「奈良県域地域福祉計画」を踏まえた社会福祉法人等の地域福祉活動の推進
「奈良県域地域福祉計画」に位置づけられた、県・市町村・社協・民間団体等の様々な主体が協働・連携して取り組む福祉分野の「奈良モデル」を推進する。

(会員)

第 10 条

(1)共同事業の会員は、共同事業の趣旨に賛同する県内の社会福祉法人等とする。

(会員の加入資格)

第 11 条

会員の加入資格は次のとおりとする。ただし、県社協会員に限る。

(1)社会福祉協議会。

(2)社会福祉法人で社会福祉施設を経営する法人。

(3)運営理事会で特別に承認された法人等。

①特定非営利活動法人等で、社会福祉施設を経営している地域貢献活動に特に意欲の高い法人。

②その他、運営理事会が特に必要と認めた法人等。

(会員の加入条件)

第 12 条

会員の加入条件は次のとおりとする。

(1)運営理事会の決定に従い、基本理念のもと共同事業の発展に尽力すること。

(2)会員法人において、共同事業の担当者を決定し、実働体制に積極的に参加する体制を整えること。

(3)事業の実践にあたっては、各会員法人が責任を持って誠実に実施すること。

(4)事業実施に関する報告など事務局の要請に応えること。

(会員加入の承認及び退会の勧告)

第 13 条

(1)会員加入の承認は運営理事会が行う。

(2)運営理事会は、会員が基本理念及び加入条件等を満たさない状況の場合は、退会を勧告できるものとする。

(会員の負担)

第 14 条

社会福祉法人の社会貢献の取組であることから、事業の企画・立案、実践について必要な資源（ヒト・モノ・カネ・ノウハウ等）については会員法人が負担するものとする。

第 4 章 その他

(その他)

第 15 条

その他、この規約に定めるもののほか共同事業運営等に必要な事項は、運営理事会において定める。

附則

この規約は、平成 28 年 6 月 2 日から施行する。